

施策 1 行財政改革の推進

厳しい財政状況にある中、第4次行財政改革大綱をもとに、組織の整備・充実、財政改革を進めることによって、行政サービスの水準を維持し、住民に最も身近な基礎自治体としての責務を果たしていく。

①水俣市第4次行財政改革大綱の推進

■目的

本市を取り巻く行財政環境は、今後さらに厳しさを増すことが予測され、より一層、行政のスリム化、財政の健全化が求められてくる。そこで、意識改革・行政改革・財政改革という三つの改革を盛り込む「第4次行財政改革大綱」（計画期間：平成21～25年度）を着実に実施していくこととする。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
大綱の実施計画に掲載した取組みの達成度	計画期間開始前	80%
事務マニュアルの整備	未把握	全事業
公営企業（病院・水道局等）を除く職員数	258人	230人

■現状と課題

少子高齢化による社会保障費の増大、過疎化の進行による地域の活力の減退、地方交付税制度の見直し論議、国の補助金交付金制度改革などに加え、未解決の水俣病問題、地域経済の停滞など、本市を取り巻く情勢はますます厳しさを増している。安定的な地域経営により真の地域再生を成し遂げ、「環境モデル都市」としての実践を重ねていくためにも、行財政改革大綱に基づく実施計画の着実な実施が必要となる。

■対象

市の全部局、外郭団体及びその職員、（市内各団体、市民）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：新たな公共の担い手

行政：第4次行財政改革大綱の実施、特に職員の意識改革

■事業の目標設定

第4次行財政改革大綱を計画的に実施していくために、大綱の推進項目に掲げられた八つの項目について、実施項目・取組内容・担当課・年度別取組内容を明らかにし、「実施計画」が策定されているが、その進捗状況の指標として、取組みの達成度をあげ、平成25年度の目標値を80%に設定する。

また、事務事業の見直しを図る基礎資料を整備するために全事業のマニュアル化を目指すとともに、事務量に応じた適正な人員管理を目的として定数管理計画に基づき、公営企業従事者を除く職員数を230人と設定する。

■主な事業

- ・第4次行財政改革大綱実施計画の推進
- ・市職員適正配置事業

②歳出の適正化

■目的

徹底した事務事業の見直しに基づく、選択と集中により、限られた財源で最大の効果を生み出すことを目指す。後年度に負担を残す市債を財源とする事業については、地域経済の状況等にもじゅうぶんに配慮しながら、計画的に実施することとし、適正に管理する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
経常収支比率*	93.8%	90.0%
実質公債費比率*	16.5%	16.0%
市債*残高	12,622百万円	11,800百万円
財政調整基金*残高	1,290百万円	1,500百万円

■現状と課題

財源に乏しい本市の平成20年度の自主財源*比率は34.1%となっており、地方交付税に大きく依存した財務体質にある。三位一体の改革に伴う地方交付税の削減のほか、国の補助金・交付金改革など、地方を取り巻く状況が厳しさを増す中、当初予算の編成においても財政調整基金からの繰出しに依存せざるを得ない状況が続いている。行政サービスの水準を維持しながら、行政運営を行っていくためには、引き続き、限られた財源の有効活用に努める必要がある。

また、バブル崩壊後の経済対策等によって増大した公債費は、近年の残高管理の取組みによって、減少しつつあるが、今後も事業量をコントロールしながら市債残高の減少を進めていく必要がある。

■対象

行政（市の全部局）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：市民と行政の役割分担の再認識

行政（市の全部局）：創意工夫による予算編成と執行

■事業の目標設定

経常経費の削減指標として経常収支比率を、公債費負担の実態を表す指標として実質公債費比率をあげ、それぞれの減少に努める。また、公債費圧縮の観点から、市債残高822百万円の減少を目標とする。財政調整基金の残高については、主に決算収支により増減するが、災害等の不時の出費に備える額として15億円を目標値として設定する。

■主な事業

- ・財政健全化推進事業

③財源の確保

■目的

地域の実情に即した独自の施策を推進する財源として、また、住民生活を支える各種行政サービスの水準を維持・向上していくために、限られた財源の有効活用と、独自の財源確保に努める。

市税をはじめとし、あらゆる財源を見直すとともに、新たな財源の確保についても調査・研究を進めていく。

* 経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費など経常的な支出に、市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示す指標で、80%以下が望ましいとされる。

* 実質公債費比率：公債費による財政負担の程度を示す指標である。なお、公債費とは自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額

* 市債：市が歳入の不足を補うために発行する債券のことで、公共施設の整備などの資金として借り入れ、一会計年度を超えるものをいう。

* 財政調整基金：年度間の財源不足に対応するため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金

* 自主財源：自治体が自らの権能に基づいて自主的に収入するものを指す。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
市税の徴収率(現年度分・過年度分合計)	91.0%	91.6%
有料広告収入額	360千円(広報みなまた)	720千円
有料広告媒体数	2件(広報、公用封筒)	4件

■現状と課題

元来財源に乏しい本市は、**地方交付税***に大きく依存した財務体質となっており、**財政力指数***などの財政指標も、地方交付税の動向に大きく左右される。

市税の収納率は、現年度分97.4%、過年度分18.2%(平成20年度)で、県内他市と比較した場合、良好な水準にあるものの、ここ数年、過年度分の収納率が低下傾向にあり、今後収納事務に係る組織体制等についての検討、滞納処分の強化を図るなどして、さらに収納率の向上に努める必要がある。

また、使用料、手数料については、定期的な見直し等によりわずかながら増加の傾向にあるが、改めて負担の水準などを点検し、適正化を図っていく。

さらに、遊休土地等の売却、「広報みなまた」や公用封筒を民間事業者等に広告媒体として有料で提供するなど、様々な行政資産の有効活用を推進する必要がある。

■対象

市民、事業主、企業

■実施主体(市民と行政の役割分担)

行政(市の全部局)

■事業の目標設定

市税の徴収率については、平成18年度水準の91.6%を目標値として掲げた。有料広告収入額は、新たな媒体の開発を見込み、平成20年度の「広報みなまた」の有料広告収入の2倍となる金額を設定する。有料広告媒体については、今後新たな広告媒体の可能性を検討し、2件の上積みを見込む。

■主な事業

- ・市税収納率向上事業
- ・有料広告推進事業



有料広告入りの封筒

* 地方交付税：国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を総額として、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税(交付金)

* 財政力指数：自治体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。通常は過去3箇年の平均値を指す。

施策2 効果的な政策と事業評価の実施

本市では、市が取り組む様々な政策やそれに基づく施策、事業について、目的・手法・成果等を統一の指標により客観的に評価し、見直しを行い、行政の効率的運営に活かすため、平成18年度から「政策事業評価」を行っている。

「政策事業評価管理システム」の運用、市民参画による事業評価の実施により、PDCAサイクルを確立し、真に必要な事業の実施と効率化に努めていく。

①政策事業評価の推進とその成果の活用

■目的

今回の総合計画は、政策体系を目的と手段の関係による「政策－施策－事業」に整理し、基本事業ごとに、成果を測る指標を設けている。本市の従来の「政策事業評価管理システム」にこの指標の内容を加味して、政策・事業の分析・評価を行い、その成果を以後の行政運営の改善につなげ、予算編成にも反映させる。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
政策事業評価対象事業数	32事業	40事業
「成果あり」以上と評価された事業の割合	88%	92%

■現状と課題

現在、各課・室等の事業実施部署においては、毎年度の決算に伴う客観的数値等を用いながら、事業実施によってもたらされた成果、問題点を明らかにし、2次にわたる内部評価を経た後、3次の段階では外部評価として市民による監査を受けている。今後は、各評価に基づき、さらに効果的、効率的な事業実施が求められる。

また、「政策事業評価管理システム」を、総合計画の推進、予算編成に有機的に結びつけることが課題となっている。

■対象

市の全部局

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：市民監査員

行政（市の全部局）：評価の実施、業務改善

■事業の目標設定

政策事業評価管理システムの活用状況を測るために、評価対象事業数を指標にする。また、評価の結果を反映し、事業の成果を高めていくことで、本市における政策目的の達成が可能になると考え、一定（成果あり）以上の評価を得た事業の割合を指標とし、数値の向上に努めることとする。

■主な事業

- ・政策事業評価管理システムの運用

②市民参加による評価

■目的

多様化する市民ニーズへの対応、地域における諸問題の解決につながるように、市政の様々な場面で市民参加の機会を設けていくこととするが、事業や政策等の評価過程においても、その機会を確保する。

さらに、評価内容を広く公開することで、市民に対する行政の説明責任を果たしていく。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
事業・政策等の評価への市民参加件数	2件	5件
パブリックコメントの実施件数	4件	対象事業全てで実施

■現状と課題

本市では、これまで種々のまちづくりの実践や計画策定段階において、ワークショップやアンケート、パブリックコメントを実施するとともに、委員会や審議会にも市民の参加機会を設けてきた。しかし、それらの評価、見直し段階における参加機会については重視されてこなかった。

今後は、市民の視点から政策、事業の進捗状況や結果を評価し、見直すこととし、その結果を積極的に公開していくことが求められる。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：政策事業評価・環境 I S O等の市民監査、パブリックコメントの提出

行政（市の全部局）：事業・政策の評価、結果の公開

■事業の目標設定

現在、本市で実施している政策事業評価と環境 I S Oについて市民監査制度を設け、審査及び評価段階での市民参加の機会を設けているが、今後さらにその件数を増加させる。また、結果を広く周知し市民意向の反映を図るために、対象となる事業のすべてにおいてパブリックコメントを募集することを目標としてあげる。

■主な事業

- ・政策事業評価管理システム、環境 I S Oにおける市民監査の実施
- ・パブリックコメントの募集



施策3 市民参画の推進

本市の地域経営を行っていく際に直面する多様な課題に対し、市民と行政が知恵や力を出し合い、共に考え、その解決を図っていくことが求められている。市民の考えを市政にじゅうぶん反映していくために、市民が市政に参画する機会を確保し、市民の主体的活動を促進する。

① 委員等の公募

■ 目的

市民のまちづくりへの関心を高め、積極的な関わりをもてるような仕組みを構築し、市民中心の市政運営を図るため、施策形成過程、各種計画の策定段階から市民参画の機会を確保する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
各種委員会、審議会における委員公募の導入率	31%	40%

■ 現状と課題

社会環境の著しい変化や地方分権の推進に対応するため、今まで以上に、地域の主体的なまちづくりが必要とされるようになった。このため、施策形成過程への市民の広範な参加を促すとともに、行政は市民の期待や意見に鋭敏かつ誠実に対応していくことが重要になってきている。

これらの課題に対し、本市では、市政への市民参画を推進することとし、誰もが自由に参加できる市民会議等の開催、市が設置する委員会・審議会に公募枠を設けるなどして、施策形成過程に幅広い市民の参画が得られるように努めていく。

■ 対象

市民、自治会、まちづくり団体、市内で活動するNPO団体等

■ 実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自らの地域が抱える課題解決に主体的に取り組む。市政への積極的参加、各種団体の活動への自主的参加

行政：市政への市民の参画の場を増やし、積極的に情報を公開する。

■ 事業の目標設定

現在、環境ISOにおける市民監査等、一部の審議会や委員会で、委員の公募を行っているが、市民参画の機会を増加し、市政に積極的に関わってもらうために、その導入率の目標を40%に設定する。

■ 主な事業

- ・委員会・審議会設置時の委員公募による市民参画の推進
- ・施策形成過程、計画策定段階からの市民参画機会の確保
- ・ワークショップ等の実施による市民のまちづくり活動への参加促進

② 民間活用の推進

■ 目的

複雑・多様化する市民のニーズに対し、的確に対処していく中で、従来の行政による画一的手法では対応が困難であったり、非効率になってしまったりする場合がある。「最小経費で最大効果を発揮する」という原点に立ち、市がもつ資源以外に、外部の資源を有効に活用することにも目を向け、事業の効率化について調査・研究を進めるとともに、市民・事業者と行政の役割分担についての議論を深め、市政発展に向けて新たなパートナーシップの構築を図っていく。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
指定管理者導入施設数	24箇所	27箇所
アドプト事業の実施件数	8件	10件
PFI、DBO方式*による事業等の実施件数	なし	1件

* PFIとは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。DBO方式は、PFIに類似した事業方式の一つで、公共（国や自治体）が資金調達を担い、設計・建設、運営を民間に委託する方式で、民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払う。

■現状と課題

平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、さらに、平成18年7月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されるなど、公共分野における民間活力の活用に向けての環境整備が進められ、本市では24の施設で指定管理者を指定し、管理を委託している。

今後は、行政と対等な協力関係に立ち様々な役割を果たす自治会をはじめ、地縁団体、ボランティア団体、NPO、さらには個々の市民が、各々の能力と特性を活かして市政に参画し、新たな公共を担う仕組みづくりを進める必要がある。

さらに、それらの団体等が、特定の公共財（道路、公園、河川など）の定期的な清掃等の管理業務を行い、行政はそれを支援する「アドプト制度」の導入や、PFI方式、DBO方式など新たな公共施設の整備・運営手法の導入について調査・検討する必要がある。

■対象

自治会、地縁団体、ボランティア団体、NPO、企業、市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民（地縁団体、ボランティア団体、NPO、企業）：公の施設、公共財の管理等

行政（市の全部局）：様々な手法による民間活力導入の検討、実施

■事業の目標設定

民間活力の活用状況の一つの目安として指定管理者導入施設数を、市民と行政との協力関係の指標としてアドプト事業の実施件数をあげ、それぞれ積極的な導入を推進する。

公共施設の整備、運用管理について、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指し、企業等の資金、人材、ノウハウの活用を図るPFI、DBO事業の実施を調査、検討する。

■主な事業

- ・指定管理者導入推進事業
- ・アドプト推進事業
- ・自治基本条例制定の検討

施策4 市役所の変革

目標管理を定着させ、住民サービスの向上と事業の効率的な実施に努めるとともに、評価基準をアウトプットからアウトカムに転換することにより、事業の適正評価を促進し、職員の意欲喚起に努める。

また、行政は、市民の視点に立った行政運営を目指すこととし、市役所は市民の役に立つ所という意識を職員に徹底させ、目標達成、職務完遂のために努力する職員の育成を図る。

①目標管理制度の確立

■目的

個々の職員が、自らの業務の中で問題意識を抱き、明確な目標を掲げて意欲的に取り組むことにより、組織全体の課題達成を目指す。複雑、多様化する様々な行政課題に対応するため、職員は常に努力を怠らず自己を磨いていくとともに、組織として目標管理制度の確立を図る。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
職務について「成果あり」の割合	調査未実施	50%以上
部、課、係、各職員の目標設定と管理	一部部署で実施	全部署、全職員

■現状と課題

現在、毎年12月に全職員を対象に「人事に関する調書」の提出が求められているが、その中で各々の課題と目標、その達成状況や職務の成果等に関する記述欄が設けられている。各職員はこの様式に記入する過程で自らの課題や目標を再確認し、その達成に向け、計画的かつ意欲的に職務に取り組んでいくことが求められる。

また、目標管理シートの作成手法等が紹介され、一部の部署では実施されているが、統一的な運用はなされていない。今後全庁的に実施することで、組織全体としての成果の把握や評価をじゅうぶんに行い、目標管理をしていくことが可能になる。

■対象

全職員、全部署

■実施主体（市民と行政の役割分担）

全職員、全部署

■事業の目標設定

「人事に関する調書」で、自分の職務について「成果があった」と答えることのできる職員を50%以上にすることを旨とする。

また、これとは別に、各部署において個々の目標設定とその管理等をきめ細やかにフォローする仕組みをつくり、あわせて組織としての目標設定と管理も行うこととする。

■主な事業

・職員目標管理事業

②人材育成の推進（研修、自己啓発の奨励）

■目的

多種多様な市民のニーズに的確に対応していくとともに、組織の課題達成を目指し、人的資源の最大活用を図るために、職員の意識改革を進める。階層別、目的別などによる研修、様々な業務遂行に必要な技術的研修等を実施し、職員の自己啓発を奨励するための支援制度等について調査・検討を進める。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
職員研修参加者数	216人	250人
職員の自主研究グループ数	0	3団体
通信講座等受講者数	未把握	5人
自治会役員となっている職員数	未把握	8人

■現状と課題

職員研修については、これまで本市単独で実施してきたが、平成20年度から、熊本県市長会において共同の研修機関が設けられ、統一的に実施することとなった。しかし、厳しい財政状況の中、職員研修や各種研修への派遣、自己啓発活動の支援等はじゅうぶんとはいえず、今後、人材育成の手法、内容等について検討することが必要となってくる。

職員のキャリア形成（人材育成研修等の支援）や主体的な能力開発（自己啓発）を促す環境の創造、職場外研修を通じた能力開発を支援し、気づきを促す仕組みを構築するとともに、その成果を評価し、人事管理に活かす方策を講じることも必要である。

■対象

全職員

■実施主体（市民と行政の役割分担）

職員研修担当課

■事業の目標設定

県内共同研修機関の活用を図っていく一方で、庁内における効果的な職員研修の仕組みを構築し、年間250人の受講を目標値として設定する。

また、職員の自主的、自発的な自己啓発の活動状況を測る指標として、自主研究グループの数、通信講座等の受講者数を掲げる。

さらに、職場外での様々な活動や人間関係を通じて、幅広い見識を深め、公務の遂行にも資するという観点から、地域貢献活動状況の指標として自治会役員になっている職員数を指標としてあげる。

■主な事業

- ・職員研修事業
- ・市職員地域貢献活動推進事業
- ・地区担当職員配置の検討
- ・職員提案制度、自主研究グループ支援制度の検討





資料編

目 次

総合計画の策定経緯	125
諮問と答申	127
策定審議会名簿	129
庁議メンバー、策定員会名簿	130
策定プロジェクトチーム名簿	131
市民意識調査の結果（概要）	132
小学生によるまちづくりワークショップ	151
総合計画を各分野で推進する主な個別計画	153
水俣市総合計画策定審議会条例	155
水俣市総合計画策定に関する規則	156
第5次水俣市総合計画策定プロジェクトチーム設置規程	157
事務局	158

総合計画の策定経緯

開催日	実施項目	内 容
平成21年 5月 7日 ～ 6月 5日	既存個別計画等に関する調査	関係各課からの資料収集、事務局による分析
平成21年 5月15日 ～ 5月31日	策定審議会公募委員募集	広報等で審議会委員の一部を公募
平成21年 6月 1日 ～ 6月30日	市民意識調査準備作業	調査項目・対象者の抽出、様式の作成等
平成21年 6月15日	策定審議会委員選出	公募による委員2人を含む14人の委員を選出
平成21年 7月13日 ～ 7月27日	市民意識調査の実施	16歳以上1,000人を対象に郵送により実施、回収率は42.7%
平成21年 7月24日 30日・31日	小学生まちづくりワークショップ	4～6年生、28人によるまちづくりワークショップ
平成21年 8月16日 ～10月31日	市民意識調査の集計・分析	回収された427通の集計・分析作業
平成21年 8月20日	第1回策定審議会	委員委嘱、基本構想（案）等について諮問、総合計画の概要、策定スケジュールについて審議
平成21年 9月 8日	総合計画に関する市議会一般質問	策定方針、市民参加、将来都市像等に関する質問とそれらに対する答弁
平成21年 9月15日 ～10月 1日	庁内策定組織の整備	策定委員会（課長級）、プロジェクトチーム（担当職員レベル）の整備
平成21年10月 1日	総合計画に関する市民会議	総合計画の概要、スケジュール、市民意識調査の結果説明、質疑応答
平成21年10月13日	策定プロジェクトチーム合同会議	総合計画の概要、策定体制、作業内容、スケジュールの説明等
"	策定プロジェクトチーム第1回環境部会	リーダー選出、部会における作業スケジュール確認
"	策定プロジェクトチーム第1回経済部会	"
"	策定プロジェクトチーム第1回暮らし部会	"
"	策定プロジェクトチーム第1回教育部会	"
"	策定プロジェクトチーム第1回行政システム部会	"
平成21年10月19日	第1回策定委員会	総合計画の概要、策定体制・経緯、市民意識調査の概要、スケジュールの説明等
"	策定プロジェクトチーム第2回行政システム部会	施策、基本事業の整理
平成21年10月23日	策定プロジェクトチーム第3回行政システム部会	施策、基本事業の抽出（以後、庁内メールによる検討）
平成21年10月27日	策定プロジェクトチーム第2回経済部会	施策、基本事業の抽出、整理・分類
平成21年10月28日	策定プロジェクトチーム第2回環境部会	基本事業の内容に関する検討
平成21年11月2日	策定プロジェクトチーム第2回教育部会	政策項目の検討、施策の分類
平成21年11月5日	策定プロジェクトチーム第3回環境部会	各基本事業の目標と指標の設定（以後、庁内メールによる検討）
平成21年11月10日	策定プロジェクトチーム第3回教育部会	施策と基本事業の項目について
平成21年11月11日	策定プロジェクトチーム第2回暮らし部会	施策、基本事業の抽出
"	策定プロジェクトチーム第3回経済部会	各基本事業の目標及び指標の設定
平成21年11月13日	第2回策定審議会	市民意識調査の結果説明、計画の体系、作業の進捗状況と今後の展開について審議
平成21年11月18日	策定プロジェクトチーム第3回暮らし部会	各基本事業について
平成21年12月17日	策定プロジェクトチーム第4回教育部会	政策項目の検討、施策の分類

平成21年12月17日	関係職員による打合せ会議	第3次、第4次及び第5次総合計画策定担当職員による将来ビジョンに関する検討
平成21年12月18日	第2回策定委員会	基本構想（案）、策定プロジェクトチームの作業成果、今後の予定について
平成21年12月24日	第3回策定審議会	作業経過と今後のスケジュールを確認後、基本構想（案）、前期基本計画（案）について審議
平成21年12月30日	関係職員による打合わせ会議	パブリックコメント募集用の基本構想素案について
平成22年 1月 5日	庁議	庁議（部長・部次長級）においてパブリックコメント募集用の基本構想素案について審議
平成22年 1月 6日 ～ 1月22日	基本構想（案）について意見（パブリックコメント）募集	基本構想素案に対する意見募集を5箇所で行った
平成22年 1月 6日	策定プロジェクトチーム 第4回経済部会	基本事業の追加について
平成22年 1月 7日	策定プロジェクトチーム 第5回経済部会	基本事業中、主要事業の抽出
平成22年 1月19日	策定プロジェクトチーム 第5回教育部会	政策順位・施策分類の変更、主要事業の抽出
平成22年 1月20日	策定プロジェクトチーム 第4回暮らし部会	策定審議会委員から出された意見の反映について
平成22年 2月16日	庁議	基本構想（最終案）について
平成22年 2月17日	第4回策定審議会	策定経過の総括、基本構想及び基本計画（最終案）について審議した後、結果を市長へ答申
平成22年 2月26日	市議会全員協議会	基本構想（案）を市議会に提案後、全員協議会で説明
平成22年 3月17日	市議会 （平成22年3月第1回定例会）	基本構想の議決

水企第357号
平成21年8月20日

水俣市総合計画策定審議会
会長 明石照久様

水俣市長 宮本勝彬

第5次水俣市総合計画基本構想（案）及び第1期基本計画（案）に
ついて（諮問）

水俣市総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、第5次水俣市総合計
画基本構想（案）及び第1期基本計画（案）について、貴審議会に諮問いたし
ます。

平成22年2月17日

水俣市長 宮本勝彬様

水俣市総合計画策定審議会
会長 明石照久

第5次水俣市総合計画基本構想(案)及び第1期基本計画(案)について(答申)

平成21年8月20日付け水企第357号で諮問がありました、第5次水俣市総合計画基本構想(案)及び第1期基本計画(案)について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であることを認め、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会での審議経過を尊重するとともに、特に下記の事項に配慮されますよう要望します。

記

1. まちづくりの理念に基づく将来像「人が行きかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」の実現に向けて、地域の特性、地域に内在する様々な資源を最大限に活用し、誰もが誇りと愛着を感じることのできる水俣の創造に努めていただきたい。
2. 本計画に示されている内容をわかりやすく市民に周知することで、市政が取り組むべき課題を市民と共有し、施策の展開にあたっては、市民、事業者、行政の役割を明確にするとともに、各主体が相互に連携・協働して、まちづくりが推進されるよう努めていただきたい。
3. 本計画の推進にあたっては、可能な限りの確に将来を見通し、社会経済情勢の変化等に十分配慮することとし、質の高い行政サービスを行うため新たな行政経営の視点に立ち、行政運営全般の見直しと改革を進めるとともに、本計画に基づく事務・事業については、常に評価・検証を行うことで、その適切な進捗管理に努めていただきたい。
4. 本審議会において各委員から表明のあった意見や提言、市民意識調査で明らかになった市民の要望や意見等を十分考慮されるとともに、事務・事業の優先順位を明確にされ計画の推進に努めていただきたい。